

学校法人監査における監査人の対応について

平成21年3月2日
日本公認会計士協会

米国におけるサブプライムローン問題に端を発した金融危機は、昨年9月以降、世界的な規模に拡大し、我が国においても、債券及び株式等有価証券の時価の下落、急激な円高等厳しい金融・経済状況に陥り、学校法人を取り巻く諸環境は激変している。

このような中、私立大学等を設置する学校法人の一部においてデリバティブ取引による多額な損失を抱えていることが新聞等で報道されるに至り、去る1月6日には文部科学省から「学校法人における資産運用について(通知)」(20高私参第7号。以下「第7号通知」という。)が発出されたところである。当該通知では、学校法人運営調査委員会による意見として、同意見が学校法人の資産運用に係る意思決定等の一層の適正化を図るべく統制環境の確立に取り組むことを求めていることを示すとともに、当該意見を十分踏まえた対応を要請している。

金融商品の時価の著しい下落等現下の状況は、金融商品を保有する学校法人の計算書類に大きな影響を及ぼすことが予想される。このため、監査人は、特に次の事項について慎重かつ適切な監査対応が望まれる。

1. 有価証券の会計処理等

(1) 有価証券の評価

有価証券の評価は、特定資産として表示されるものを含めて、学校法人会計基準第25条では取得価額により計上されることになるが、同第27条により取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとされ、減損処理が求められている。

この第27条の「有価証券の評価換え」については、学校法人会計問答集(Q & A)第13号「有価証券の評価等について」が公表されている。

「時価が著しく低くなった場合」について同Q7のAは、時価が著しく低くなった場合に該当するかどうかは、少なくとも下落率が50%以上であればこれに該当すると判断すべきであり、この場合は、合理的な反証がない限り、評価減を行うものとしており、監査人は、十分留意して対応する必要がある。また、下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなった場合に該当するかどうかの合理的な基準を設けて判定することができるものと考えられるとしており、当該基準に該当するものについての回復可能性を検討することが必要である。

「回復が可能と認められるとき」の判断については、同Q9のAにおいて時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要であるとしており、最近の金融・経済情勢を踏まえると、学校法人が行う回復可能性の判断について、監査人は、十分な注意をもって監査上の適否を判断することが必要と考えられる。特に、債券の場合で信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められないとしており、評価減について十分に検討することが求められる。

(2) 有価証券の時価情報の注記

学校法人会計では、有価証券における減損処理以外は時価評価が求められていないが、保有する有価証券の簿価総額（又は含み損若しくは含み益）に重要性がある場合、学校法人会計基準第34条第7項及び「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」(平成17年5月13日 17高私参第1号。以下「第1号通知」という。) (4)に基づき、学校法人の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項として「有価証券の時価情報」について注記することが求められている(学校法人会計問答集(Q&A)第17号「計算書類の注記事項の記載について」(以下「Q&A第17号」という。)Q1及びQ14参照)。

監査人は、これらの注記が適切になされているか十分確かめる必要がある。

2. デリバティブ取引の注記

昨今の経済状況や少子化による志願者の減少から、学校法人は借入等の債務の支払のキャッシュ・フローをヘッジする目的のみならず、投資利益を得る目的で金融商品を保有している事例が見受けられる。学校法人がデリバティブ取引を行っている場合、学校法人会計では、損失が確定しているか又は確定が見込まれるときを除き、時価評価によるオンバランス化は要求されていないが、当該デリバティブ取引の契約金額（又は決済金額）に重要性がある場合には、上記1(2)と同様に学校法人会計基準第34条第7項及び第1号通知(4)に基づき、デリバティブ取引について時価の変動による影響額を把握するために注記が求められている(Q&A第17号のQ1及びQ18参照)。また、当該デリバティブ取引の利用目的についてヘッジ目的又は投機目的である旨を注記することが望ましいとされているが、今般、文部科学省から第7号通知が発出された趣旨を踏まえれば、注記することが適切である。監査人は、これらの注記が適切になされているか十分確かめる必要がある。

注記内容としては、デリバティブ取引の決済時又は中途解約時に、契約額や元本・想定元本を超えた多額の損失計上や現金支出が見込まれる場合もあることから、正味の評価差額だけでなく損失又は支払見込総額を把握できるようにすることが望ましい。

3 . 内部統制の整備及び運用状況

文部科学省の第7号通知では、学校法人運営調査委員会の意見として、同意見が学校法人の最終的な意思決定及び監督権限は理事会にあることを前提に、安全性の重視など資産運用の基本方針、理事会・理事長・担当理事・実務担当者など資産運用関係者の権限と責任、具体的な意思決定の手続、理事会等による運用状況のモニタリングなど執行管理の手続等、7項目にわたり規程等の整備と意思決定及び執行管理の一層の適正化を求めていることを示し、同意見を十分踏まえ、改めて現状の再点検や必要な整備等を要請している。

学校法人の監査においても、リスク・アプローチの観点から統制環境等の内部統制の評価を行うことが求められている。監査人は、今回の第7号通知を踏まえ、学校法人による自己点検の実施結果を把握するとともに、金融商品の取得、処分及び管理についての内部規程等の整備及び運用状況について相当な欠陥がある場合には、理事長にその旨を報告すること等により、改善を促すことが望ましい。

以 上